要件緩和の内容について

保育所、小規模保育事業所Ａ型、保育所型事業所内保育事業所、各類型の認定こども園において、要件緩和の考え方はほぼ共通なため、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所）」を例とします。

＜千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 46 条第２項＞

第 46 条　（略）

２　保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね５人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね 20 人につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね 30 人につき１人以上とする。ただし、各保育所につき２人を下ることはできない。

１　朝夕等の保育士配置の要件弾力化

〇現行基準：利用児童が少数である時間帯であっても、常に保育士２人を配置する必要があります。

〇改正後の基準：利用児童が少数である時間帯に限り、保育士１人及び「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」（※）１人の配置で対応することを認めます。

※この特例措置の適用により、日中のコアタイムに保育士を集中的に配置することが可能となります。

【対応前イメージ】

	7~9時	9~18時					18~20時
保育士A							
保育士B					16時		
保育士C							
保育士D			11時				

⇒

【対応後イメージ】

	7~9時	9時~18時					18~20時
保育士A					16時		
保育士B							
保育士C							
保育士D			11時				
無資格E							
無資格F							

（※）「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、
質の確保の観点から、
①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
②子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
③家庭的保育者
　など、適切な対応が可能な者に限ることとします。

２　幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用

〇幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとします。
〇専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については３歳以上児、小学校教諭については５歳児を中心的に保育することが望ましいこととします。養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととします。

（例）架空の保育園、ちば保育園の場合
利用定員１２０人（０歳８人、１歳 20 人、２歳 22 人、３歳 22 人、４歳 24 人、５歳 24 人）

現行の基準で配置する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数：１４人
（例）実際にその日に配置する職員数１８人
（内訳）
・保育士：１７人
・看護師：１人

条例改正後に特例措置を適用する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数：１４人
（例）実際にその日に配置する職員数１８人
（内訳）
・保育士：１４人
・看護師：１人
・幼稚園教諭：１人
・小学校教諭：１人
・養護教諭：１人

３　研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

〇利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について、「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」（（1）を参照）を保育士とみなすことができることとします。

（例）ちば保育園の場合

現行の基準で配置する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数：１４人
（例）実際にその日に配置する職員数１８人
・保育士：１７人
・看護師：１人

条例改正後に特例措置を適用する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数：１４人
（例）実際にその日に配置する職員数１８人
・保育士：１３人
・看護師：１人
・市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者：４人（加配分に限る。）

※改正後の「２　幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用」及び「３　研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化」を適用するときには、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の３分の２以上置かなければならないこととします。

子育て支援員研修について

〇保育の質を確保するため、保育現場で必要な知識・技術についての研修を実施します。

要件緩和に係る研修実施案
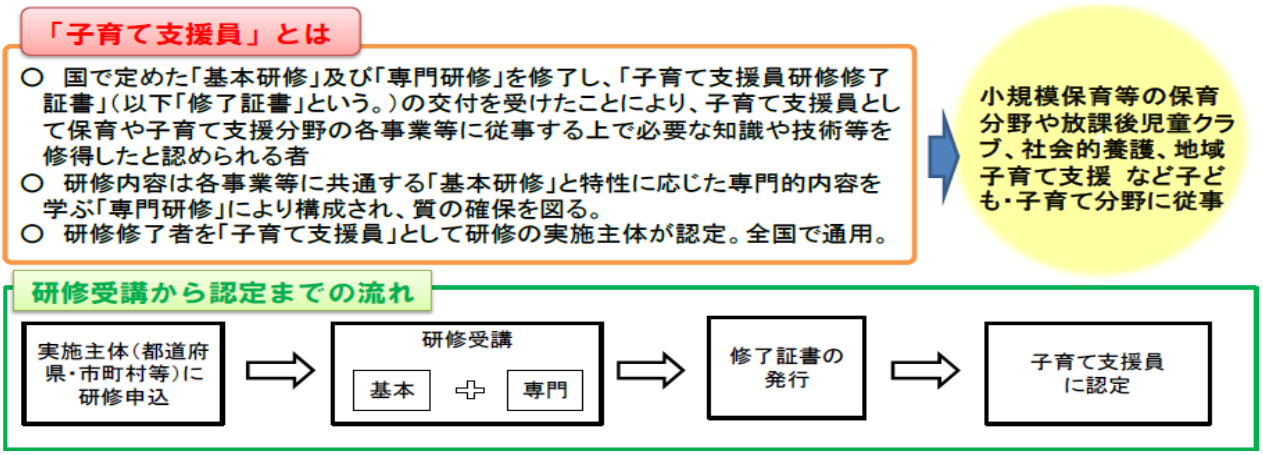
	受講しなければならない研修	受講期限
幼稚園教諭	子育て支援員研修の地域型保育	勤務後１年以内に受講
小学校教諭	子育て支援員研修の地域型保育	勤務後１年以内に受講
養護教諭	子育て支援員研修の地域型保育	勤務後１年以内に受講
市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者	①当該施設等で十分な業務経験を有する者 子育て支援員研修の地域型保育 ②未経験者 子育て支援員研修の地域型保育 ③家庭的保育者 研修受講の必要なし（既に研修受講済みのため）	①勤務後１年以内に受講 ②勤務前に受講